

新専門医制度下のリハビリテーション科領域カリキュラム制(単位制)による研修制度

I. はじめに

1. リハビリテーション科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. リハビリテーション科領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

II. カリキュラム制(単位制)による研修制度

1. 方針

- 1) リハビリテーション科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) リハビリテーション科専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。
- 4) カリキュラム制による専攻医は、管理をプログラムの基幹施設におけるリハビリテーション部門に所属し、責任のある指導者のもと研修を行う。

2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) 整形外科・外科・小児科または内科の専門研修を修了してからリハビリテーション科領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) 臨床研修医コースの者
- 6) その他、学会と機構が認めた合理的な理由のある場合(パワハラ等を受けた等)

※ II. 2. 1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

※ II. 2. 4) については、別途定める「整形外科・外科・小児科または内科の専門研修を修了してからリハビリテーション科領域の専門研修を開始・再開する者等を対象としたカリキュラム制(単位制)運用細則」を参照のこと。

Ⅲ. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. リハビリテーション科領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。

- 1) 日本リハビリテーション医学会の定めた研修期間（3年間、但しⅡ. 2. 4）の者は2年間とし、別に「整形外科・外科・小児科または内科の専門研修を修了してからリハビリテーション科領域の専門研修を開始・再開する者等を対象としたカリキュラム制（単位制）運用細則」を定める）を満たしていること
- 2) 日本リハビリテーション医学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること
- 3) プログラム制と同一の認定試験に合格すること

Ⅳ. カリキュラム制(単位制)における研修

1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、プログラム制におけるリハビリテーション科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）および専門研修連携施設（以下、連携施設）とする。但し「基幹施設」または「連携施設」に所属した状態で、不定期に「関連施設」を訪問し補完的な研修を受けることは認める。

2. 研修期間として認める条件

1) プログラム制によるリハビリテーション科領域の「基幹施設」または「連携施設」における研修のみを、研修期間として認める。

① 「関連施設」における勤務は研修期間として認めない。Ⅳ. 1. 1) に記載のように、不定期・補完的な研修における経験症例は診療実績として認められる。

2) 研修期間として認める研修は受験申請年の3月31日時点からさかのぼって10年間とする。

3) 研修期間として認めない研修

- ① 他科専門研修プログラムの研修期間
- ② 初期臨床研修期間

3. 研修期間の算出

1) 基本単位

① 「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。

2) 「フルタイム」の定義

① 週31時間以上の勤務時間を職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での業務に従事すること。

3) 「1ヶ月間」の定義

① 暦日（その月の1日から末日）をもって「1ヶ月間」とする。

4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

	「基幹施設」または「連携施設」で職員として勤務している時間	「1ヶ月」の研修単位
フルタイム	週 31 時間以上	1 単位
非フルタイム	週 26 時間以上 31 時間未満	0.8 単位
	週 21 時間以上 26 時間未満	0.6 単位
	週 16 時間以上 21 時間未満	0.4 単位
	週 8 時間程度	0.2 単位
	週 1 日未満	研修期間の単位認定なし

※「リハビリテーション部門の専従」でない期間の単位は 1/2 を乗じた単位数とする

5) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での日直・宿直勤務における研修期間の算出

① 原則として、勤務している時間として算出しない。

(1) 診療実績としては認められる。

6) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出

① 原則として、研修期間として算出しない。

(1) 診療実績としても認められない。

7) 産休・育休、病欠、留学の期間は、その研修期間取り扱いをプログラム制同様、最大6か月までを算入する。

8) 「専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。

4. 必要とされる研修期間

1) 「基幹施設」または「連携施設」における36単位以上の研修を必要とする。但しⅡ. 2. 4)の者では24単位以上とする。リハビリテーション科専門研修「プログラム制」からリハビリテーション科専門研修「カリキュラム制(単位制)」へ移行する場合は、すでに「プログラム制」で研修した期間(「関連施設」による研修期間を含める)を単位換算し、それを除いた単位以上の研修を必要とする。

① 所属部署は問わない

(1) ただし、「専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。

2) 「基幹施設」または「連携施設」としての扱い

① 受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

5. 「専従」として認める研修形態

1) 「基幹施設」または「連携施設」における「リハビリテーション部門」に所属していること。

① 「リハビリテーション部門」として認める部門は、リハビリテーション科領域の専門研修プログラムにおける「基幹施設」および「連携施設」の申請時に、「リハビリテーション科または部門等」として申告された部門とする。

2) 「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。

①職員として勤務している「基幹施設」または「連携施設」の「リハビリテーション部門」の業務に、週31時間以上の勤務時間を従事していること。

②非「フルタイム」での研修は研修期間として算出できるが「専従」には認めない。

(1) ただし、育児・介護等の理由による短時間勤務制度の適応者の場合のみ、非「フルタイム」での研修も「専従」に認める。

i) その際における「専従」の単位数の算出は、IV. 3. 4) の非「フルタイム」勤務における研修期間の算出表に従う。

3) 初期臨床研修期間は研修期間としては認めない。

6. 「病棟主治医の期間」の取扱い

1) リハビリテーション科専門研修プログラム整備指針で定める「研修期間の中に病棟主治医の期間を原則12ヶ月以上(6ヶ月以上必須)含める必要があり、この中に回復期リハビリテーション病棟を6ヶ月以上含めることを必須とする。」「但し回復期リハビリテーション病棟での研修が困難な場合、地域包括ケア病棟等で主治医としてリハビリテーション診療を行うことで、回復期リハビリテーション病棟での研修に置き換えることができる。この「地域包括ケア病棟等」での研修を認めるか否かは、あらかじめ日本リハビリテーション医学会で審査、承認を受ける必要がある。」はカリキュラム制(単位制)による研修でも適用される。

2) 但しカリキュラム制(単位制)においては、責任をもって主治医として勤務する(例えば副主治医などが想定される)のであれば、必ずしもフルタイムでの勤務を求めず、最低限フルタイムの6ヶ月分に相当する6単位を満たせばよい。

3) 「病棟主治医の期間」の勤務状況には個別性が強いため、研修プログラム統括責任者の意見に基づき、専門医制度委員会で個別に検討する。

V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

1. 診療実績として認める条件

1) 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。

① 職員として勤務している「基幹施設」および「連携施設」で、研修期間として算出された期間内の経験症例が、診療実績として認められる対象となる。但しIV. 2. 1)に記載のように、「関連施設」における不定期・補完的な研修における経験症例は診療実績として認められる。

② 初期臨床研修修了後で他科専門研修プログラムの研修期間となっていない期間の経験は、30症例を上限として、診療実績として認める対象となる。

(1) ただし、以下を全て満たすこと。

i) リハビリテーション科および他科(II. 2. 4の専門研修を修了した基本領域)専門研修プログラム制による「基幹施設」または「連携施設」における経験であること。

2) 有効期間として認める診療実績は受験申請年の3月31日時点からさかのぼって10年間とする。

3) 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

2. 必要とされる経験症例

1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。 《「プログラム制」参照》

3. 必要とされる臨床以外の活動実績

1) 必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。 《「プログラム制」参照》

VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

1) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)を希望する医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

2) カリキュラム制(単位制)による研修の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「リハビリテーション科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「リハビリテーション科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の許可

① 日本リハビリテーション医学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

2. リハビリテーション科専門研修「プログラム制」からリハビリテーション科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) リハビリテーション科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、期間の延長による「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、リハビリテーション科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

2) リハビリテーション科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「リハビリテーション科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、日本リハビリテーション医学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「リハビリテーション科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を登録しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

① 学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。

(1) 再度、専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。

② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。

(1) 「関連施設」での診療実績も、「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっては、診療実績として認める。

3. リハビリテーション科以外の専門研修「プログラム制」からリハビリテーション科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) リハビリテーション科以外の専門研修「プログラム制」からリハビリテーション科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は認めない。

① リハビリテーション科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、リハビリテーション科専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはⅥ. 1に従いリハビリテーション科専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

《別添》

「リハビリテーション科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

「リハビリテーション科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

「整形外科・外科・小児科または内科の専門研修を修了してからリハビリテーション科領域の専門研修を開始・再開する者等を対象とした運用細則」

リハビリテーション科専門医新規登録

カリキュラム制（単位制）による研修開始の理由書

日本リハビリテーション医学会 気付 日本専門医機構 御中

リハビリテーション科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）でリハビリテーション科専門医の研修を開始したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) 整形外科・外科・小児科または内科の専門医を取得

5) 臨床研究医コースの者

6) その他上記に該当しない場合

●理由詳細

●整形外科・外科・小児科または内科の専門研修プログラムでの研修歴について

整形外科・外科・小児科または内科の専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（ 科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者がリハビリテーション科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ 印

プログラム責任者のリハビリテーション科専門医番号 _____

リハビリテーション科専門医新制度移行登録

リハビリテーション科カリキュラム制（単位制）での

研修開始の理由書

日本リハビリテーション医学会 気付 日本専門医機構 御中

リハビリテーション科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）でリハビリテーション科専門医の研修を移行したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) 整形外科・外科または小児科の専門医を取得

5) その他（パワハラ等を受けた等）

●理由詳細

●整形外科・外科・小児科または内科の専門研修プログラムでの研修歴について

整形外科・外科・小児科または内科の専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（ 科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者がリハビリテーション科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ ㊞

プログラム責任者のリハビリテーション科専門医番号 _____

整形外科・外科・小児科または内科の専門研修を修了してからリハビリテーション科領域
の

専門研修を開始・再開する者等を対象としたカリキュラム制（単位制）運用細則

- 1) リハビリテーション科以外の基本領域（但しリハビリテーション科領域が定め、日本専門医機構が承認する基本領域に限る）の専門研修を修了した者（修了見込み者を含む）がリハビリテーション科専門医の取得を目指す場合は、研修プログラム制でなく、カリキュラム制（単位制）を選択することができる。この場合、リハビリテーション科以外の基本領域の専門医試験にすでに合格し、機構専門医を取得している場合は、リハビリテーション科領域のカリキュラム制（単位制）による研修を修了するのに必要な単位は 24 単位以上となる。リハビリテーション科以外の基本領域の専門医試験を未受験または未合格の状態でもリハビリテーション科専門医の取得を目指してカリキュラム制（単位制）による研修を開始することは可能であるが、リハビリテーション科以外の基本領域の専門医試験に合格した後でないと、リハビリテーション科領域のカリキュラム制（単位制）による研修を 24 単位の取得で修了することはできない。リハビリテーション科以外の基本領域の専門医試験に合格していない状態の場合、リハビリテーション科領域のカリキュラム制（単位制）による研修を 36 単位以上取得することで修了することは可能である。
- 2) 1) の「専門研修を修了した者」には、新専門医制度開始より以前に、リハビリテーション科以外の基本領域学会の定めによりすでに専門医を取得した者を含む。この場合の専門医は、日本専門医機構が認定する機構専門医であることが必要であるが、学会専門医である場合でも、次回更新時に機構専門医として更新することを条件に、リハビリテーション科領域のカリキュラム制（単位制）による研修を開始することを認める。
- 3) リハビリテーション科領域が定める基本領域は、整形外科、外科、小児科、内科とする。内科に関しては、内科に関しては、新専門医制度における内科専門医（機構認定）のみを対象とする。
- 4) カリキュラム制（単位制）における研修期間は 2 年以上（24 単位以上）とする。
- 5) 適切に管理された状況で研修を行うため、カリキュラム制（単位制）による研修を行う専攻医は、いずれかの研修プログラムに所属する。「主たる研修施設」は、所属する研修プログラムにおける「基幹施設」もしくは「連携施設」とする。「主たる研修施設」とは研修期間中に勤務する主な研修施設を指すが、研修期間中の勤務先は 5) および 6) の条件を満たす必要がある。
- 6) 研修を行う施設は、所属する研修プログラム内の基幹施設、連携施設に限られる。不定期に「関連施設」を訪問し補完的な研修を受ける場合に限り、関連施設での研修を認めるが、日勤・日直（アルバイト）・宿直（アルバイト）勤務としての関連施設における経験は、診療実績として認めない。リハビリテーション科専攻医となる以前（但し初期臨床研修制度における研修期間を除く）に、リハビリテーション科専門研修プログラム整備指針で定める基幹施設の条件の 1 つである「初期臨床研修の基幹型臨床研修病院、医師を養成する大学病院、または医師を養成する大学病院と同等の研究・教育環境を提供できると認められる施設」に 6 ヶ月以上勤務した経験がある場合は、その期間をリハビリテーション科専門研修プログラムにおける基幹施設の最短勤務期間である 6 ヶ月に充てることで、基幹施設以外の連携施設の勤務のみで研修を終了することができる。但しこの場合も、全体の研修期間は

2年（24単位）以上必要である。

- 7) リハビリテーション科専門研修プログラム整備指針で定める「研修期間の中に病棟主治医の期間を原則12ヶ月以上（6ヶ月以上必須）含める必要があり、この中に回復期リハビリテーション病棟を6ヶ月以上含めることを必須とする。」はカリキュラム制（単位制）による研修でも適用される。但し、リハビリテーション科専攻医となる以前（但し初期臨床研修制度における研修期間を除く）に日本リハビリテーション医学会が認定する研修施設の回復期リハビリテーション病棟で6ヶ月以上勤務した経験がある場合には、その期間をリハビリテーション科専門研修プログラムにおける回復期リハビリテーション病棟の最短勤務期間である6ヶ月に充てることができる。但しこの場合も、全体の研修期間は2年（24単位）以上必要である。
- 8) カリキュラム制（単位制）によりリハビリテーション科専門医の取得を目指す医師は、研修プログラム制による専攻医と同様、リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準で定めるように研修開始時点までに公益社団法人日本リハビリテーション医学会に入会している必要がある。これにより、専門医試験の受験資格を得る時点までに2年以上の会員歴を有することになる。